

令和7年1月23日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第1回）議事録

1. 開催日時 令和7年1月23日（木曜日）午後2時15分

2. 開催場所 ボートプラザ・アクアパル「多目的ホール」

3. 出席委員（21名）

1 番 佐 藤 崇	14 番 畑 山 留美子
2 番 小 松 健	15 番 佐 藤 喜 勝
3 番 齋 藤 誠	16 番 佐々木 剛
4 番 庄 司 和 夫	17 番 伊 藤 剛
5 番 佐々木 亨	18 番 加 藤 三 敏
6 番 伊 藤 直 子	19 番 大 瀧 浪 雄
7 番 菅 原 文 克	20 番 佐々木 純 一
8 番 板 垣 利 明	21 番 小 野 晃 一
9 番 三 浦 幸 夫	22 番 豊 島 靖 喜
12 番 佐 藤 源 樹	24 番 富 樫 公 一
13 番 佐 藤 榮 一	

4. 欠席委員（3名）

10 番 吉 尾 麻 美	23 番 真 坂 和 都
11 番 巴 寛	

5. 議事日程第1号 令和7年1月23日（木曜日） 午後2時15分開会

第 1. 議事録署名委員指名	
第 2. 会議書記任命	
第 3. 会期決定	
第 4. 議案第1号	農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
第 5. 議案第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
第 6. 議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について（一括方式）
第 7. 議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について（その他）
第 8. 議案第5号	農地転用事業計画変更承認の件
第 9. 議案第6号	農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借 権設定の件
第10. 議案第7号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ いて

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事 務 局 長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次 長 兼 農 地 班 長	二 見 真 之	農 政 班 長	三 保 敦
専 門 員	今 野 政 幸	主 査 (矢島庶務班)	田 口 達 也

主任（岩城庶務班）	池 田 健 人	主事（由利庶務班）	畠 山 秀
主査（大内庶務班）	佐 藤 彰	主事（東由利庶務班）	石 渡 穰
主査（西目庶務班）	巴 留美子	主事（鳥海庶務班）	佐 藤 海 士

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

21 番 小 野 晃 一

22 番 豊 島 靖 喜

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年1月7日公示招集されました、令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

10番吉尾麻美委員、11番巴寛委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第7号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、21番小野晃一委員、22番豊島靖喜委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第１号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第１号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第１号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

日程第５、議案第２号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の１番につきましては、１９番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第２号１番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２号１番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２号１番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２号１番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号１番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、議案第２号を議題としますが、本議案の２番につきましては、私が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席し、１５番佐藤喜勝職務代理者と議長を交代します。暫時休憩いたします。

【富樫会長退席・佐藤会長職務代理者が議長席へ 着席】

○議長（会長職務代理者）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第２号２番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２号２番について、議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２号２番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２号２番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号２番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【富樫会長 議長席にもどって着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第２号を議題としますが、本議案の５番につきましては、１７番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第２号５番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第２号５番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和４年法律第５６号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第２号５番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第２号５番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号５番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号を議題としますが、本議案の6番につきましては、5番佐々木亨委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第2号6番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第2号6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号6番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号6番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号を議題としますが、本議案の94番につきましては、12番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号94番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第2号94番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第2号94番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご

意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号94番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号94番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号3番・4番及び7番から93番、95番から107番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第2号3番・4番及び7番から93番、95番から107番について、取扱件数を述べ議案書に基づき朗読し、申請内容については議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第2号3番・4番及び7番から93番、95番から107番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号3番・4番及び7番から93番、95番から107番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号3番・4番及び7番から93番、95番から107番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の1番・2番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号1番・2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第3号1番・2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については

記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第3号1番・2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号1番・2番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号1番・2番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本議案の3番・4番につきましては、9番三浦幸夫委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【三浦幸夫委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号3番・4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第3号3番・4番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第3号3番・4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号3番・4番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号3番・4番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【三浦幸夫委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第3号を議題とし5番から10番について事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第3号5番から10番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第3号5番から10番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第3号5番から10番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号5番から10番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題としますが、本議案の1番から3番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、規定に基づき退席していただきます。暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号1番から3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第4号1番から3番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第4号1番から3番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号1番から3番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号1番から3番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号4番から6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第4号4番から6番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨を説明する。）

○議長

議案第4号4番から6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号4番から6番は原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号4番から6番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第5号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許承認相当と判断する旨を説明する。

さらに、一時転用の期間が3年以内という基準も満たしている旨を説明し、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないため、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付で変更承認することになる旨を説明する。

○議長

議案第5号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第5号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第5号は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第6号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第6号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番・板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第6号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第6号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第7号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第7号1番について、申請内容については記載のとおりで、申請地は、長期にわたり耕作されておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないと考える旨を説明する。

○議長

議案第7号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番伊藤直子委員

○6番・伊藤直子委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、現地は長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第7号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、議案第7号2番・3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第7号2番について、申請内容については記載のとおりで、申請地は、山林に近接しており、平成10年頃から、20年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものとする旨を説明する。

続いて議案第7号3番について、申請内容については記載のとおりで、申請地は、平成10年頃から20以上耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものとする旨を説明する。

○議長

議案第7号2番・3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番小野晃一委員。

○21番・小野晃一委員

査日時、現地調査出席者を報告し、現地は、どちらも長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第7号2番・3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第7号2番・3番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号2番・3番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 2 時 5 9 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

小 野 晃 一

議事録署名委員

豊 島 靖 喜